島根県脳卒中発症予防の ための保健活動指針



島根県健康福祉部健康推進課

はじめに

島根県では、昭和44年から49年まで実施した脳卒中特別対策事業や新脳卒中特別対策事業を皮切りに、各圏域で独自の調査票や発症連絡票などを作成し、市町村と保健所が協働で脳卒中対策に取り組んできました。

約20年間の取り組みの中で、 脳卒中発症の誘因分析を進めるため、脳卒中発症者の登録基準及び調査のマニュアル作成による調査基準の統一を図りました。また、誘因分析の結果から、 年1回の健康診断と事後指導の徹底。 保健指導の点検評価の実施。 市町村の保健活動の柱に位置づけられた循環器対策の推進。 生活習慣の改善に向けて、個人の意識改革だけではなく、地域ぐるみの自主的・主体的な組織活動を展開。 保健所、市町村、関係機関の連携によるライフサイクルに沿った総合保健活動の展開を実施してきました。

このような状況の中、平成5年10月からは脳卒中発症者の情報を迅速に把握し、適切な保健・医療・福祉サービスを提供すると共に発症の誘因及び背景を明らかにし、予防対策に反映するため、島根県脳卒中等情報システム事業を開始しました。

その結果、昭和55年と平成12年の脳血管疾患年齢調整死亡率の全国順位を比較すると男性は30位から16位へ、女性は26位から3位へ改善するなど大きな成果を上げています。

本事業による医療機関等からの脳卒中発症及び退院連絡票の届出は年間 1000 件近くにおよび島根県の脳卒中対策における科学的データの集積として有益で、疫学的評価への活用にもつながっています。

一方、平成 12年度からは介護保険制度により、介護保険対象者となる脳卒中発症者の在宅保健・医療・福祉サービスの適宜・適切な提供に向けて基盤整備が進められ、本事業の当初目的の検証と見直しが必要となりました。

平成 15年度、改めて、本事業の情報結果を分析しましたところ、 発症者の 4人に 1人は再発者であり、再発を繰り返すほど重症化していること 初発者の多くが軽症であるため、情報が入りにくく、早期に再発予防のための保健指導がしにくいこと 60歳未満の発症は減少せず、また発症後の疾患管理が悪いため、再発をおこしやすいことなどの課題が明らかになったところです。

これらの課題解決に向けて、脳卒中予防対策を進めるための保健活動展開論を中心とした 「脳卒中発症予防のための保健活動指針」を作成しました。この指針を活用し、保健・医療・ 福祉関係者の協力と連携により本県の脳卒中予防対策を一層推進していきたいと思います。

なお、別に基礎疾患の管理及び最新の治療方法などを中心とした**「脳卒中発症予防のための治療指針」**を作成しましたので、本誌と共に参考にしていただければ喜びます。

最後になりましたが、本県の脳卒中予防対策につきましては、県医師会、関係医療機関及び市町村等の関係者に多大なる御協力をいただいておりますことに対して、感謝致しますとともに、今後とも脳卒中等情報システム事業へのより一層の御協力を心よりお願い申し上げます。

平成 17年 3月

目 次

はじめに

		脳卒中予防の基本的な考え方(地域保健活動と脳卒中対策)	. 1
1		脳卒中の現状	. 1
2		脳卒中予防のハイリスクアプローチとポピュレーションアプローチ	. 2
3		健康長寿しまねの一環としての脳卒中対策を	. 6
		島根県における脳卒中対策の歩み	. 8
		今後の脳卒中予防活動について	11
1		島根県脳卒中発症予防のための治療指針の活用について	
2		市町村における活動展開について	11
		職域(産業)保健での活動展開について	
	_		4.5
	局	根県脳卒中等情報システム事業実施要綱	15
	脳	谷卒中等情報システム事業のフローチャート	20
	脳	ムログログログログログログ ログログ ログログ ログログ ログログ ログログ	21
	脳	4卒中発症者状況調査実施要領	41
	島	。 時根県脳卒中等情報システム事業謝金支払い要領	44
	服	ムロック (4卒中等情報システム事業各種様式の記入要領	46
(表式2号)脳卒中発症情報連絡票記入要領	
•		艺3号)脳卒中退院情報連絡票記入要領	
		表式4号)脳卒中発症者名簿記入要領	
		式 6 号) 脳卒中発症面接票記入要領	
•	IV		00
	患	者様と御家族の皆様方へ(脳卒中連絡制度)	51
参	考	資料	
	脳	「卒中予防のためのパンフレット	53
あ	ع	:がき	59